

専門学校のショップデザイン科で販売や色彩の勉強をしています。専門学校卒業後はアパレル関係の仕事に就きたいと思っています。アパレル関係の仕事は年明けから求人が多くなるので、これから就職活動です。目標はセレクトショップのスタッフになり、バイヤーなどの経験を積み、いずれは地元で自分の店を開くことです。

趣味は中学校から始めたバスケットボールです。現在は社会人のチームでプレーしたり、友達と遊んだりしています。バスケットは社会人になっても続けていきたいですね。

成人式で「20歳のメッセージ」を述べた久武さん。友達から「完璧やった」と声を掛けられたそうです。

地元で自分の店を



ひさたけ ゆうや
久武 優也さん (篠原)

建築士を目指して



やまもと あやか
山本 綾香さん (東山町)

に
い
く
ら
い
ふ

127



現在、大学の建築・都市デザイン専攻2年生です。学校では、建物の設計についてだけではなく、まちづくりや景観デザインなどについても学んでいます。将来は設計事務所に就職し、建築士の資格も取りたいと思っています。成人式では、20歳のメッセージを発表。その最後に「我夢に生きて我夢生（がんばれ）」という言葉を入れたのですが、これは、修学旅行で話を聞いた被爆体験者の言葉です。当時、みんなが感銘を受けた言葉だったので入れたのですが、今回、同級生からだけでなく、列席者からも好評でした。

メッセージの中で感謝の言葉を何度も繰り返し述べていた山本さん。その気持ちを忘れず、すてきな大人になってください。

親子クイズ 465

Q これは何でしょう？
最近の若い大工さんは、あまり使っていないようです。



【第464回解答】

- a 春美さん
- b 秋美さん
- c 夏美さん
- d 冬美さん

【第464回当選者】

田中真由美 (大埴甲)
竹村 夫佐 (久礼田)
澤村 晃代 (緑ヶ丘)
堀内 陽菜 (緑ヶ丘)
入交 哲子 (田村甲)

★応募総数/102通

★正解率/96%

親子クイズは、広報委員が毎月順番に考えています。

■応募締切/2月14日(月)必着

■あて先/〒783-8501

南国市大埴甲2301

南国市企画課「親子クイズ」係

■賞品/正解者の中から抽選で、5名に図書カード(1,000円)を贈呈

フライト・プラン障害者コーナー⑤ ～共生社会を目指して～

今回は、障害のある方に行った「障害福祉に関するアンケート調査」から、就労についての結果を紹介します。

働きたいのに一般就労ができない理由としては、「就労条件が合わない」「周りの人の理解が得られない」などの意見が多くありました。

就労に向けた訓練や相談支援の充実、事業所との連携強化などの必要があると考えられます。また、南国市としては、現在も障害のある方を職員として雇用していますが、今後も継続した雇用ができるよう努めていきます。

合わせて、周囲の人々が「障害のある方も共に地域で生活をしている」という意識を持って、障害者雇用への理解や協力をしていくことも必要だと思われます。

質問項目「一般就労をしていない理由は？ (一般就労をされていない方への質問)」	人数	割合
①働かなくても収入はある	452	27.5%
②働きたいが、就労条件が合わない	360	21.9%
③周りの人の理解が得られない	126	7.7%
④今のまま、授産施設や作業所がいい	104	6.3%
⑤授産施設希望だが利用料に抵抗がある	102	6.2%
⑥働きたいが、身体能力的にできない	97	5.9%
⑦在宅でできる仕事が見つからない	78	4.7%
⑧働きたいが、家事などで時間がない	69	4.2%
⑨年齢(高齢)的に働けない	67	4.1%
⑩障害に理解のある事業所がない	44	2.7%
⑪通勤手段、通勤援助がない	43	2.6%
⑫今は働きたい気分でない	42	2.6%
⑬自営、アルバイト、家業手伝いでいい	29	1.8%
⑭身体的・精神的に悪化する不安がある	9	0.5%
その他	21	1.3%

※お問い合わせは、福祉事務所社会係(☎880-6566)まで

高知県暴力団排除条例が制定されました

平成23年4月1日施行

■県は、暴力団を許さない社会づくりを推進します！
▼公共工事など県のすべての事務・事業から暴力団を排除します。
▼県民の皆さんが積極的に安心して暴力団排除活動ができるよう、情報の提供、訴訟の援助、警察による保護を行います。
▼市町村に対し、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、情報の提供などの必要な支援を行います。

■不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所の開設の防止に努めます！
▼暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引をすることが禁止されます。【勧告・公表の対象】

■祭礼や花火大会などから暴力団を排除します！
▼行事主催者は、露店を出そうとする者が暴力団員などであることを知って、露店を出させることが禁止されます。【勧告・公表の対象】

■青少年の健全な育成を図るための措置を講じます！
▼学校、児童福祉施設、図書館などの施設周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設・運営が禁止されます。【罰則の対象】
▼青少年に対し、暴力団に加入せず、暴力団員からの犯罪の被害を受けないようにするための教育を必要に応じて行います。

■事業者が暴力団に金品を渡すことを禁止します！
▼暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動や運営に協力する目的などで暴力団員などに対して金品



※お問い合わせは
県警察本部組織犯罪対策課
暴排第2係
(☎826・0110)まで